

からだがよろこぶデリ利用促進キャンペーン業務委託プロポーザル募集要領の内容についての質問及び回答

No.			質問	回答
1	仕様書2 (1) キャンペーンの企画運営	ケ	キャンペーン応募はがきにつきまして、封書での応募も当選対象として扱って問題はないでしょうか。	1人が複数枚の応募はがきを送る場合等が想定されるため、御見込みのとおり、封書での応募も抽選対象として扱っていただいて差し支えありません。
2		ウ③	「テレビ等の各種メディア」との記載がございますが、広報媒体として「テレビ」の活用は必須でしょうか。	テレビの活用は必須ではありません。仕様書2(2)ウに記載のとおり、戦略的な広報宣伝の手法の1つとして、テレビや新聞、雑誌、ラジオ等の各種メディアを活用して宣伝してください。
3	仕様書2 (2) 広報宣伝活動	ウ④	「ホームページ、SNS等各種情報発信媒体を活用した広報」に記載のある「健康づくり支援課公式Instagram」のアカウントが恐れ入りますが見つけられません。お手数をおかけしますが教えていただけますでしょうか。	「健康づくり支援課公式Instagram」については、現在運用に向けた準備中です。令和7年度までは、「からだがよろこぶデリ」に関する情報のみを発信しておりましたが、令和8年度からは当課全体の取組に関する情報発信を行っていく予定です。活用のイメージとしましては、公式「X」やホームページと同様の情報発信を想定しております。
4		エ	昨年使用したキャラクター「らきなす王子」の使用は必須条件でしょうか。	キャラクターの使用は必須ではありません。使用は可能ですが、著作権は県に帰属しておりません。使用を検討される際は、事前に当課にご相談ください。
5	その他		「けんこうtime推進店」の店舗数につきまして、現在、県ホームページ内「けんこうtime推進店」のリスト一覧に記載されている店舗数から増減はございますか。	4月21日付けで、「けんこうtime推進店」のリスト(令和8年3月31日現在)を更新いたしましたので、ご確認ください。